

平成25年6月17日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人 信 託 協 会

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する
意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の該当箇所	意見
（総論）信託法へのはね改正について	<ul style="list-style-type: none"> 今回の債権法改正に伴い、例えば受益債権の消滅時効に関する信託法第102条の規定など、信託業界としては、信託法の見直しの必要性を感じている。今後同法律へのはね改正については、実務的な影響をふまえ、あらためて、検討をお願いしたい。
第10 債務不履行による損害賠償（P. 15～18）	<p>【意見】 契約による債務（金銭債務）の不履行とそれ以外の債務の不履行を区別する合理的な理由につき、明確な説明をいただきたい。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、信託には契約による信託と遺言信託や自己信託による信託のように単独行為による信託があるところ、受託者の債務不履行に関してわざわざ両者を区別しなければならない合理的な理由があるか疑問がある。
第18 債権譲渡 1 債権の譲渡性とその制限（民法第466条関係）（P. 34、35）	<p>【意見】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本案に反対する。 2. 信託法の信託受益権の譲渡については、債権法改正や登記制度の変更にかかわらず現行の規律を維持すべきである。 <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 債権譲渡について <ul style="list-style-type: none"> 信託方式を活用した金銭債権の流動化・証券化等、信託や債権譲渡を活用したファイナンスの場面では、本提案が仮に採用されても、債権を譲り受ける金融機関側の悪意・重過失（※）が前提となってしまう。金融機関が「悪意」の場合については、譲渡人（オリジネーター）の契約違反行為を前提とした取引となってしまうため、「譲渡禁止特約が付されていることを分かっているながら、金融機関としてこうした取引を受けても問題ないのか」という問題意識が常に

	<p>存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> このため、金融機関にとっては取引実施のハードルは依然高く、必ずしもファイナンスの活用機会拡大にはつながらないという問題がある。【意見】記載の通り、今後予想される信託法の改正の際に、信託受益権の譲渡に関する実務に影響を与えない規定が維持されること及び、金融取引に大きな影響のある銀行預金の実務に影響を与えないことを前提として、本項についての改正が行なわれるとしても、企業の資金調達機会拡大の観点から更なる検討が必要と考える。 <p>(※) 債権の譲り受けに際し、金融機関側で対象債権の発生に係る「取引基本契約書」等を確認して譲渡禁止特約を確認することがあり、その場合金融機関側は「悪意」となる。仮にこのような確認を行っていなかった場合でも、信託銀行を含む金融機関の場合「重過失」が認定されるリスクが高いと一般に言われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、本提案が採用された場合でも、反社会的勢力との取引防止を理由とする譲渡制限の取り扱いをどのように整理するのかの検討が別途必要と考える。 <p>2. 信託受益権の譲渡について</p> <ul style="list-style-type: none"> 信託は委託者の設定する信託目的に従って信託が設定され、信託受益権が発生する。信託受益権は、複数の権利（信託法第9条第1号から第26号までに掲げられた権利等）を含む包括的な地位であって、単純な指名債権ではない。また信託法にも、信託受益権に関する規律（信託法第95条等）が民法とは別途設けられている。よってそもそも信託受益権に関する規律については、本来民法改正と軌を一にするべきものではない。 典型的には委託者・受益者が共に個人である信託のような場合では、受益者に特有の事情によって受益権の内容が決定される。そのため、そのような類型の信託において容易に受益権の売買が可能となると、委託者が当初信託を設定した目的が達成できなくなってしまう。そのため、現行の信託法第93条第2項による受益権の譲渡制限の定めは、信託制度の存在意義のひとつを維持するための必須条件であると考ええる。 商業的取引における信託受益権の譲渡に関しては、①反社会的勢力との取引防止の観点、②税務上の観点、及び③金融商品取引法上の観点から、現行の譲渡制限制度が緩和された場合、信託受益権の譲渡取引への影響が懸念される (※)。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以上より、本提案が採用されたとしても、信託法における信託受益権の譲渡に関する規律は引き続き維持されねばならないと考える。 <p>(※)</p> <p>① 反社会的勢力との取引防止の観点；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託受託者（債務者）の預かり知らぬうちに反社会的勢力が受益者となってしまうリスクが生じる（たとえ契約上暴排条項があったとしても、流動化信託等では一部の受益権の解除は困難）。 <p>② 税務上の問題について；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる税務上の受益者等課税信託については、受益者の税属性により受託者の行う取引の源泉徴収有無が決定される（受託者名義の普通預金の利息、信託財産たる公社債の利息等）。 ・ この場合信託受託者が気が付かぬうちに、受益者が課税法人となってしまうリスクがある。この場合の源泉徴収漏れの発生、源泉徴収によるキャッシュフローの減少が懸念される（流動化信託ではスキームがワークしなくなる場合がある）。 <p>③ 金融商品取引法上の問題について；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託受託者の預かり知らないうちに受益者数が500人以上となってしまう、又は適格機関投資家限定とする意図であったにもかかわらず、その他の者が受益者になってしまうリスクにさらされる。この結果私募の要件が外れ、公募手続き漏れ等が生じてしまうなどの問題が生じる。
<p>第18 債権譲渡</p> <p>2 対抗要件制度（民法第467条関係）</p> <p>（1）第三者対抗要件及び権利行使要件（P. 35、36）</p>	<p>【意見】</p> <p>本案に反対し、現行の規律を維持する（注）の考え方に賛成する。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度の変更は、実務への悪影響が大きく、それに比して、甲案・乙案共変更することによるメリットが小さい（悪影響を上回るメリットが生じる蓋然性が低い）。現行実務との比較でコスト・事務負担等が過大となると考えられる。

【甲案に反対する理由】

- ・ 現在、下請企業の資金調達手段である一括支払信託における債権譲渡については、債務者（1社）の異議なき承諾を記載した書面（1通）に確定日付を得る運営としている。これは、一括支払信託では、債務者1社について多数の債権者（多い場合には数千社）がおり、当該債権者を委託者として債権譲渡を受け、債務者が取りまとめの上、当該債権者を委託者として債権の信託譲渡を受託者に行い、債務者の承諾のみで対抗要件を取得することが合理的だからである。
- ・ 動産・債権譲渡特例法による登記は、債権の譲渡人と譲受人との共同申請としているため、仮に、一括支払信託において動産・債権譲渡特例法による対抗要件を取得する場合には、多数の委託者との間で債権譲渡ファイルを調製し、登記申請書を作成の上、中野法務局に申請することとなり、一括支払信託の運営を維持することが困難となる。
- ・ 一括支払信託以外にも、同様の仕組みとして債権譲渡担保方式及びファクタリング方式があり、これらにおいては、債権譲渡の対抗要件の取得については、同様の問題が生じ得る。
- ・ 確かに、すべての債権流動化・証券化手法について登記一元化に関する上記問題が生じ得るわけではない。しかしながら、登記一元化のメリットを享受するためには、現行の登記制度の大幅な改正（解決が容易ではないと思われる課題の存在（債権の特定方法、個人の取り扱い、同一債務者・多数債権者の取り扱い等）に加え、課題の洗い出しも必ずしも十分ではないと思われる）が必要となるところ、それが実現可能であると思えるような議論や検討が不足していると思われ、登記を一元化することによるメリットを本当に享受することができるかについて、現時点においては、その不確実性が大きすぎる。
- ・ 動産・債権譲渡特例法の登記は、債権者が多数の債権を一括して譲渡する場合には、極めて有用な制度であるものの、多数の債権者の債権譲渡の対抗要件を取得する場合や少数の債権譲渡の対抗要件を取得する場合には、事務手間やコストの観点から、民法の対抗要件制度が望ましい。そのため取引に応じた対抗要件取得が可能である現状を維持するべきと考える。

【甲案・乙案に反対する共通の理由】

- ・ 債務者の承諾を第三者対抗要件から除外することについては、承諾を求められることが債務者

の負担になっていることが理由とされているが、実務において、債務者の承諾を得る場合の狙いは、第三者対抗要件の具備というよりは、専ら、抗弁権の切断の方にあるため、債務者の承諾を第三者対抗要件から除外したとしても、(中間試案においても抗弁権の切断のためには債務者の承諾が必要であることから) その負担が大きく減ることはないと思われる。

- ・ また、中小零細企業の調達手段として浸透している一括支払信託や一括ファクタリングスキーム等においては、確定日付ある債務者の承諾により、安価で簡便に第三者対抗要件が具備できることは、債務者のメリットとなっている他、プロジェクトファイナンスにおいても、契約上の地位及び多数の債権の譲渡につき、確定日付ある債務者の承諾により、安価で簡便で確実に対抗要件が具備できるメリットも存在する。
- ・ かかる状況に鑑みれば、乙案であっても、得られるメリットが少ないことに比して、デメリットが大きいと思われる。
- ・ よって甲案及び乙案に対して反対する。

【信託受益権の譲渡について】

- ・ 「第18 債権譲渡 1 債権の譲渡性とその制限 (民法第466条関係)」でも述べたとおり、信託受益権は、複数の権利(信託法第92条第1号から第26号までに掲げられた権利等)を含む包括的な地位であって、単純な指名債権ではない。また信託法にも、信託受益権に関する規律(信託法第95条等)が民法とは別途設けられている。よってそもそも信託受益権に関する規律については、本来民法改正と軌を一にするべきものではない。
- ・ 現行の実務では、信託受益権の譲渡に際しては、信託受託者が(受益権譲渡)「承諾」の事務手続を引き受けることによって信託受益権譲渡の対抗要件を具備してきた。
- ・ ところが、信託法のはね改正により、信託受益権譲渡に関しても甲案もしくは乙案が採用されてしまうと、対抗要件の具備方法から「承諾」が外されてしまうため、信託受益権の譲渡人又は譲受人に対抗要件手続(登記設定や通知事務など)の負担(事務・費用共)が新たに課されてしまう。実務的には大きなハードルとなり得る。
- ・ この結果信託受益権譲渡を行う流動化取引等に影響し、企業の円滑な資金調達に支障が出る可能性がある点、大いに懸念される。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以上より、信託受益権の対抗要件の規律に本提案が影響を及ぼさない点明確にするべきである。 <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【甲案】「中間試案の補足説明」P. 245にて、「また、一括決済システム等（中略）において対抗要件具備のために要する手間やコストの負担が重いとの問題も指摘されるが、少なくとも手間の問題については、債権の特定方法を簡易化することをはじめとして、登記申請方法について工夫する余地があるように思われる。」との説明がなされているが、コストの問題には特段の言及がなされていない。 ・【乙案】「中間試案の補足説明」P. 247にて、「また、（中略）一括決済システムのような取引においては、債務者が承諾することによって簡易に対抗要件を具備することができている実態があり、承諾を対抗要件としないと不都合が生ずるのではないかとの指摘があるが、これに対しては、譲受人が譲渡人から基本契約において代理権を受領した上でまとめて通知をすれば、簡易に対抗要件を具備することができることに違いはなく、不都合は生じないとの指摘もある。」との説明がなされているが、一括支払信託の契約変更は譲渡人（納入企業）ごとに行う必要があり、その手間やコスト負担は債務者（支払企業）・譲渡人（納入企業）・譲受人（信託銀行）のいずれにとっても重いと考えられる。
<p>第22 弁済</p> <p>7 弁済の充当（民法第488条から第491条まで関係）</p> <p>(6) (P. 42)</p>	<p>【意見】</p> <p>(6)で弁済の充当に関する当事者間の合意がある場合には、その合意に従って充当されることを明らかにする規定を新たに設ける点賛成する。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担保権信託に関して、信託契約に担保権実行の場合の配当について受益権に優先劣後構造を設けることも考えられるが、現状では民事執行手続における配当について合意充当等の法定充当以外の充当方法は認められないとされているため、投資家（受益者）のニーズに必ずしも応えられないことになる。 ・ (注)の考え方のように、このような取り扱いを行う理由として執行実務への支障が挙げられ

	<p>ているが、具体的にどのような支障が生じるのか、支障を回避する方法はないか等を慎重に検証の上、可能な限り法定充当以外の充当方法も認められるよう今後とも検討をお願いしたい。</p>
<p>第30 約款</p> <p>1 約款の定義 (P. 51)</p> <p>3 不意打ち条項 (P. 51)</p> <p>5 不当条項規制 (P. 52)</p>	<p>1. 約款の定義</p> <p>【意見】</p> <p>交渉及び個別の合意が予定されている契約書ひな型が含まれないことを明確にすることを前提に賛成する。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約款を利用した取引の有効性について理論的根拠を与えることから「約款の定義」・「組入要件」を設けることについては賛成する。 ・ しかしながら、「契約内容を画一的に定める目的」という要件は、主観的なもので、交渉及び個別合意の予定があれば「契約内容を画一的に定める目的」があるとされないのか必ずしも明らかでないと思われる。交渉及び個別合意の予定がある契約書ひな型については、「約款」に含まれないことを明確にしていきたい。 <p>2. 不意打ち条項</p> <p>【意見】</p> <p>実際にどういった条項が「不意打ち条項」に該当するのか合理的に予測できない本案に反対する。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約款は、大量の相手方との法律関係を画一的に規定する目的で作成、使用されるところ、「約款使用者の説明、約款の相手方の知識および経験その他の当該契約に関する一切の事情に照らし」て、契約の内容となるかどうか左右されたとすると、相手方の属性等により契約内容が左右されることになり、約款による取引目的を達成せず、法的安定性を著しく阻害することになる。相手方によって個別具体的に判断されるような規定を設けるのではなく、どのような条項が契約内容にならないか一般に合理的に予測可能な規定が必要と思われる。

	<p>3. 不当条項規制</p> <p>【意見】 本案に反対する。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すでに交渉力格差是正という観点からは消費者契約法（第10条）が設けられており、重ねて民法に規定を設ける必要はない。 ・ また、真に不当な条項であれば一般条項（信義則、権利濫用、公序良俗違反）等によって個別に解決可能であり、それで十分と考える。
<p>第34 継続的契約（P. 53、54）</p>	<p>【意見】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本案に反対し、（注）に賛成する。 2. 少なくとも信託契約の終了に関しては、現行の信託法の規律によるものとし、本提案である「継続的契約」の規律が及ばないものとすべき。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に信託契約も本提案にいう「継続的契約」に含まれるとした場合、信託取引に不都合が生じる場合がある。 ・ 例えば信託契約においては、委託者の意向（信託の目的）に基づいて受益者のために信託が設定され、信託受託者から受益者に対して給付がある期間にわたって継続して行われる場合がある。この場合、継続的な信頼関係は受益者と受託者の間にも構築されることから、信託受託者からの信託契約等に基づく契約終了の申し入れを、受益者に拒絶の権利が生じうるかという問題がある。受益者が信託契約で定めた権利以外の権利を取得することは必ずしも信託目的や信託契約の当事者である委託者の意思に合致するものではないため、信託取引に不都合が生じかねない（以下「不都合な事例」）。 ・ こうした点をふまえ、仮に本提案が採用された場合でも、少なくとも下記理由から、信託契約には、今回の「継続的契約」の規律が及ばないことを明確にしていきたい。 <ol style="list-style-type: none"> ① 信託法は、委託者、受託者及び受益者の権利義務に配慮して、信託の終了に関する規律を信託法第163条以下に設けており、信託契約の終了に関しては、民法ではなく、同規律

によると解すべき。

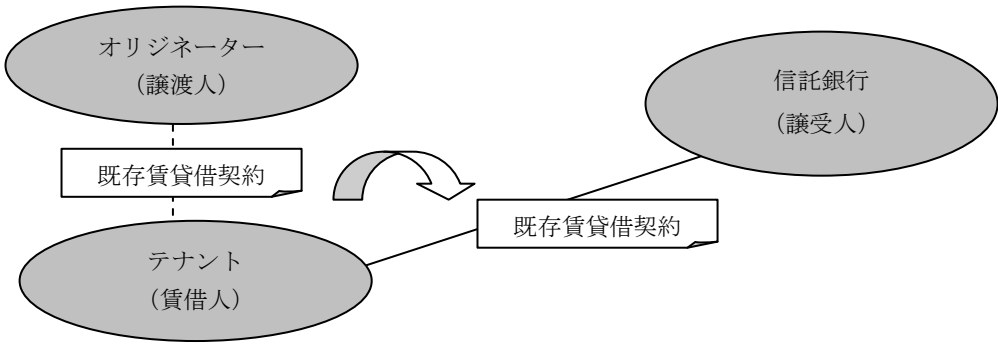
② とりわけ信託法第163条第1号から第8号までに規定する事由（信託の目的が既に達成された場合（第1号）等）に該当した場合は、信託法の趣旨に鑑みれば、当然に信託契約は終了されると解される。

③ 信託法第163条第9号の「信託行為において定めた事由が生じたとき」にあたる場合であっても、先述の「不都合な事例」のような場合をふまえれば、委託者の意向や信託の目的をふまえ、当然に信託契約を終了しても問題ないものと考えられる。

④ なお、「不都合な事例」の場合、契約当事者は「委託者」及び「信託受託者」のみであって、「受益者」は契約当事者にあらず、契約の更新等を主張する主体にそもそもなりえないと考えられる。

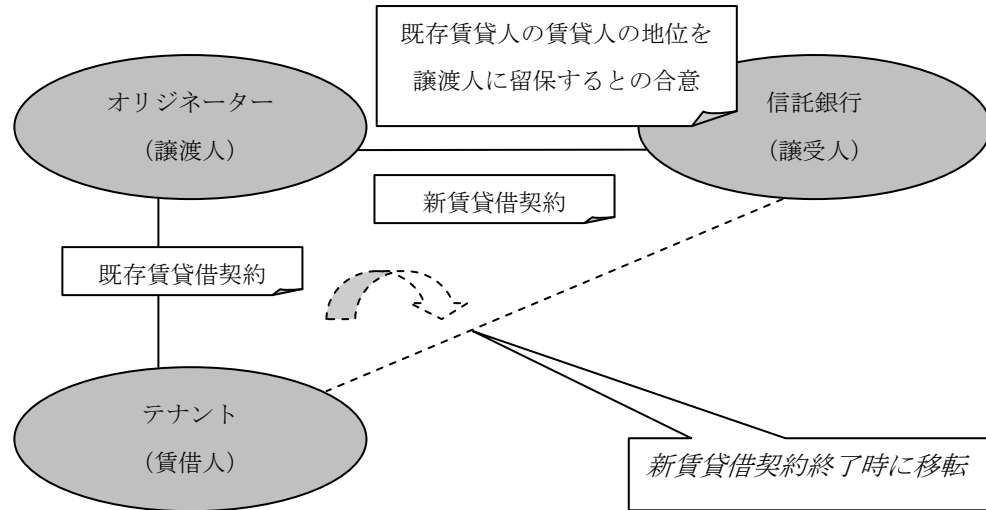
第 38 賃貸借
4 不動産賃貸借の対抗力、賃貸人たる地位の移転等（民法第605条関係）
(3) (P. 62)

【意見】
下記理解を前提に左記規定案に賛成する。
1. 現行法における処理



- ・ 賃貸人の地位は、譲渡人から譲受人に移転する。
- ・ このため、不動産証券化の管理処分信託において、当初委託者（オリジネーター）をそのままマスターレシー（以下「ML」）とする案件であっても、テナントの承諾が必要。

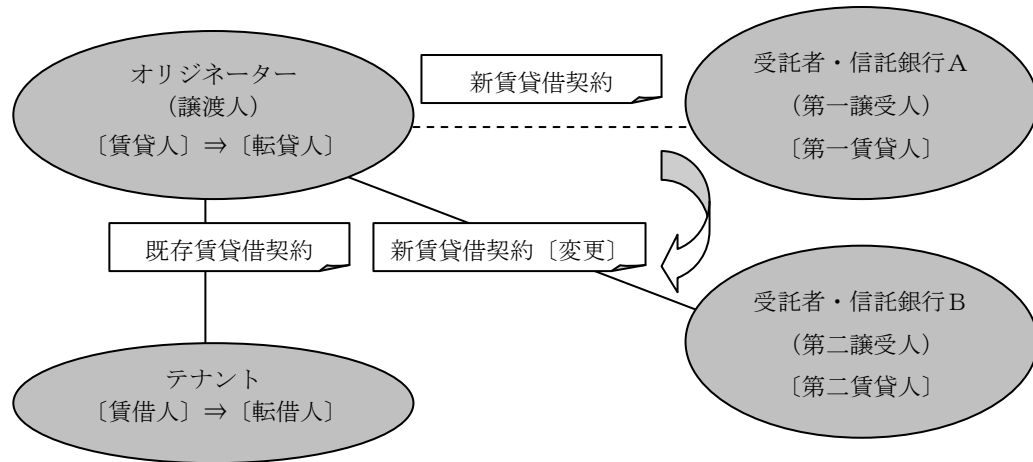
2. 中間試案に従った処理



- 賃貸人の地位を譲渡人に留保できる。
- 不動産証券化で当初委託者（オリジネーター）をそのままMLとする案件においては、テナントの承諾が不要とすることが可能（実務上のメリット）。

3. 中間試案に従った処理に関する法律関係について

- ① 4（3）のルールにより賃貸人たる地位を譲渡人に留保した後に、不動産の譲受人である受託者が、受託者変更により代わった場合であっても、契約関係は変わらない（譲渡人に賃貸人たる地位が留保され、譲渡人と前受託者の賃貸借契約が新受託者に承継される）。
- ② 上記の場合でも、新賃貸借契約が終了すると、既存賃貸借契約の賃貸人の地位が第二譲受人に直接移転する（オリジネーター→信託銀行B）。



③ オリジネーターがテナントとの貸貸借契約に基づく貸貸人たる地位を留保して信託契約を締結。その後に、関係者変更のため、オリジネーターが貸貸人たる地位を新MLに譲渡、受託者と新ML間で貸貸借契約を締結。テナントと新ML間の貸貸借契約が終了した場合、新MLが有する貸貸人たる地位は、受託者に承継される。

